

欧州ビジネス協会、トレーサビリティに関する日本政府からの通達を歓迎

欧州ビジネス協会 (EBC) は、7 月 4 日に経済産業省、厚生労働省、農林水産省が計 28 の酒類を流通・販売する業界団体向けに発出したトレーサビリティに関する通達を歓迎します。この通達は、2014 年 9 月 22 日に、国税庁が 8 つの酒類業界団体向けに発出した通達に続く動きとなります。

同通達の中で、ロット番号の重要性に関して、「日本国内においては『食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)』において飲食起因する衛生上の危害発生の防止等の観点から、ロット確認が可能な情報は、可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項とされています。」と、改めて確認しています。また、「このような状況下、ロット番号が削除された輸入酒類が国内で流通している事例が散見されており、こうした事態は消費者の酒類に対する信頼性に疑念を与える可能性があり、望ましくないものと考えます。」と、懸念を表明しています。経済産業省、厚生労働省、農林水産省は、酒類を流通・販売する業界団体に向けて、「国税庁より以下の酒類業界に対し要請がなされておりますところ、酒類を取り扱う各会員企業に対しても、表記の件について周知をしていただくとともに、ロット番号表示に関する意識の醸成に努めていただきますようお願い申し上げます。」と、改めて依頼しています。

これを受けて、EBC 酒類委員会委員長であるジェイムズ・ペイトンは、次のように述べています。「経済産業省、厚生労働省、農林水産省が、酒類の流通・販売に関わる 28 団体向けにロット番号削除品を流通・販売しないことで一致するよう依頼すべく、この通達を出したことは、重要な前進です。EU のワイン及びスピリッツ製造者は、EU Directive 89/396/EEC の規定に基づき、消費者保護の観点からロット番号を貼付しています。我々は今後も、よりよい消費者安全のため、関係省庁、酒類業界団体、そして飲食に関係する諸団体の皆様とともに、市場をモニターし続けます。」

EBC では今後、同通達の効果を注視し、もし望ましくない状況が収まらない場合には更に踏み込んだアクションを要請する所存です。

EBC 酒類委員会では、トレーサビリティに関するイニシアティブを 2010 年より開始しており、衆議院で歴史が長く影響力のある日仏友好議員連盟の議員の方々のご支援とご助言をいただきながら活動しています。

EBC について:

欧州ビジネス協会 (EBC) / 在日欧州(連合)商工会議所は、欧州 18 ヶ国の在日商工会議所・経済団体にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。EBC の会員は法人と個人を合わせ現在 2,500 を超し、会員企業の中で約 350 社が、EBC の 24 の産業別委員会に直接参加している。

詳細についてのお問い合わせ先:

ビョーン・コングスタード、EBC ポリシー・ディレクター Tel: +81-3-3263-6222 E-mail: bkongstad@ebc-jp.com